

理由

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定及び経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定についてその効力発生が見込まれることとなったことから、これらの協定に基づく関税に関する便益の適用のため必要な原産地証明書に係る規定等の整備を行う必要があるからである。